

デジタル復元による城下町魅力発信事業業務委託仕様書

栃木県那須烏山市

商工観光課

デジタル復元による城下町魅力発信事業業務委託仕様書

1 業務の名称

デジタル復元による城下町魅力発信事業業務委託

2 業務の目的

本市第3次総合計画の重点戦略である「選ばれる観光地域づくり戦略」を実現するにあたり、内閣府が所管するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装TYPE1）を活用して、烏山城跡及び城下町のARコンテンツを作成して観光客の誘客を図りながら、お食事処や甘味処での食べ歩きが出来るまちなか周遊を推進する。また、歴史的資源である烏山城跡の活用により、歴史の学びの場の提供及び市民郷土愛の醸成を促進する。

3 適用の範囲

本特記仕様書は、那須烏山市（以下「発注者」という。）が受注業者（以下「受注者」という。）に委託する「デジタル復元による城下町魅力発信事業業務委託」（以下「本業務」という。）について適用する。

4 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和7年2月5日までとする。

5 法令等の遵守

本業務は、本仕様書のほか、(1)から(5)の法令に遵守し目的の達成を図らなければならない。

- (1) 個人情報保護に関する法律
- (2) 那須烏山市第3次総合計画
- (3) 那須烏山市観光振興ビジョン
- (4) 栃木県文化財保存活用大綱
- (5) その他関係法令及び諸規則等

6 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならないこととする。

7 疑義

受注者は、本仕様書及び業務内容等に関する疑義については、発注者とその都度協議し、その指示に従い業務を遂行することとする。

8 業務者の資格要件

受注者は以下の全ての要件を有することとする。

- (1) プライバシーマーク (JISQ15001)
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001)
- (3) IT サービスマネジメントシステム (ISO20000)
- (4) 品質マネジメントシステム ISO9001 (JISQ9001)

9 配置予定技術者の要件

受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、以下の全ての要件を満たす実務経験豊富な管理技術者及び照査技術者を配置することとする。

- (1) 管理技術者は過去 5 年以内に AR 技術を活用したコンテンツ作成業務の実績を 3 件以上有し、本業務の内容に精通した実務経験豊かな者とし、本業務全般にわたり、技術管理を行うこととする。
- (2) 照査技術者は、過去 5 年以内に AR 技術を活用したコンテンツ作成業務の実績を 3 件以上有しており実施計画、実施内容等について照査を行うこととする。

10 大学等との連携

受注者は、メタバースの活用にあたっては、文星芸術大学と連携して本業務を実施すること。なお、文星芸術大学との連携の中で発生する費用については、受注者で調整を行うこと。

連絡先

文星芸術大学 (代) 0 2 8 - 6 2 5 - 6 8 8 8

担当部署名及び担当者名 文星芸術大学理事兼芸術文化地域連携センター

コーディネーター 長島 重夫

また、受注者は、烏山城史実との整合性を図るため、烏山城跡調査整備に係る有識者の監修を受けること。なお、烏山城跡調査整備に係る有識者への費用についても受注者で調整を行うこと。

11 提出書類

受注者は、本業務の実施にあたり、以下の書類を提出し、発注者の承認を得なければならないこととする。

- (1) 実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 着手届
- (4) 管理技術者及び照査技術者届並びに経歴書
- (5) その他発注者が指示した書類

12 関係官庁等への手続き等

本業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、発注者と受注者間で協議を行い迅速に処理することとする。

13 成果品の検査

業務の各工程完了時に作業の点検及び検査を実施することとする。なお、納入成果品について本市の検査を受け、誤り、不備、不明箇所等が発見された場合は直ちに訂正を行うこととする。なお、本市が必要と認めた場合は、適時、中間検査を受けることとする。

14 瑕疵責任

本業務の成果品納入後においても、受注者の重大な過失または粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、本市が必要と認める修正及びその他必要な措置を受注者の負担で速やかに行うこととする。

15 成果品の帰属

本業務で納入された成果品の著作権・所有権等の諸権利は、すべて本市に帰属するものとし、受注者は本市の許可なく外部に貸与、使用又は公表することを禁ずる。また、本市が成果品を自由に加工・編集・配布することを受注者は了承することとする。

16 成果品の保管

本市が認める範囲において受注者による成果品の保管が必要な場合、受注者はそれらを明記した保管証を提出し、承認された成果品について責任をもって保管するものとする。なお、本業務履行後においても、本市は受注者に対して保管成果品の提出を要求することがある。

17 納期及び納入場所

受注者は、本業務を誠実に遂行し、期間内に成果品を納入することとする。

納入場所：那須烏山市 商工観光課

18 業務項目

本業務の概要及び項目は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集
- (3) 動画作成
- (4) 烏山城跡周辺 MAP 作成
- (5) AR コンテンツ作成
- (6) 報告書の作成
- (7) 打合せ協議

19 業務の内容

(1) 計画準備

受注者は業務の実施に先立ち、本仕様書に基づき業務内容を十分把握のうえ、人員計画及び工程計画を立案し、発注者へ提出の上、その承認を得ることとする。

(2) 資料収集・整理

業務に必要な各種資料を、地域の関係機関及び団体から広く収集し、わかりやすく整理することとする。

下記の貸与資料は以下の①から③のものとするので、慎重かつ丁寧に扱うものとし、破損等のないよう取り扱いなければならない。

① 烏山城跡測量業務委託

- ア 三次元計測データ及びオリジナルデータ
- イ グラウンドデータ
- ウ グリッドデータ
- エ 等高線データ
- オ 数値地形図データファイル

② 烏山城跡古地図

③ その他発注者が必要と認めた資料

(3) CG 動画作成

本サービスのオープニング動画として、烏山城跡の歴史や謂れ等、概要についての説明動画を作成することとする。作成の条件は以下の通りとする。なお、成果イメージなど詳細に関しては発注者と協議の上、決定することとする。

① 動画の要件

- ア 使用データ：那須烏山市保有データ及び本業務にて整備したデータ
- イ 時間：45 秒～60 秒
- ウ データ形式：wmv、mp4、mov のいずれか
- エ データ容量：700MB 以内

(4) 烏山城跡周辺 MAP 作成

烏山城跡周辺の MAP 情報を web 上で見られるようにコンテンツ作成することとする。コンテンツは以下の内容のものを作成することとする。

① ポータルサイト

② 烏山城跡周辺 MAP

なお、烏山城跡周辺 MAP は以下の要件を満たすこととする。

- ア 烏山城跡の遺構箇所の説明項目を凡例としていることとする。
- イ 背景図は航空写真と微地形表現図を搭載することとする。
- ウ 位置情報により現在地を示すことができるようにすることとする。

(5) AR コンテンツ作成

以下の要件で烏山城跡の AR コンテンツ作成を行うこととする。

- ① AR 体験プラットフォーム（メタバース空間）の開発
 - ア 所定の場所に設置されたマーカー画像をかざすと、AR コンテンツが再生される機能を用意することとする。
 - イ AR コンテンツの再生は、操作が簡単で誰でも実施できることとする。
 - ウ AR コンテンツに使用する微地形表現図を作成することとする。
- ② AR 体験プラットフォーム（メタバース空間）の汎用性
 - ア 本業務で使用する AR 体験プラットフォームは、スマートフォン向けネイティブアプリではなく、スマートフォン用ブラウザのみで実現できることとする。
 - イ 対象となる使用環境は、iOS12 以降、Anroid8 以降に標準搭載されているブラウザを利用することとする。
 - ウ 本業務で使用する AR 体験プラットフォームについて、安定的に利用できるものとなることの裏付けや十分に説明ができる実績を用意すること。
- ③ AR コンテンツの内容
 - ・ 烏山城来訪者に対し、観光ガイドが居なくても、烏山城を学ぶことができ、知的好奇心を満たせるサービスとする。
 - ・ 烏山城だけではなく、城下町として城周辺を散策することができ中心市街地の賑わいを創出できるものとする。
 - ア 烏山城跡の基本的なガイダンス機能
 - イ 複数ポイントに当時の城郭の CG 映像による再現とし、自分が城を攻めているようにイメージさせるものとする。

（例）弓矢による攻城体験、守備側の兵が矢を射るシーンなど。
 - ウ 発掘調査の際の出土した資料の画像の再現
 - エ 城下の町割り等を現在の地図情報に重ね合わせメタバース機能と合わせて当時の施設等を再現し城下町を散策できるようにする。マップ上に食事処や甘味処をプロットする。
- (6) 動画・MAP・AR の利用状況の把握

本業務の毎月の利用状況をデータで蓄積し、アンケート結果の報告、並びに利用成果を把握できる仕組みを開発することとする。
- (7) 報告書の作成

本業務で検討した事項、協議簿などを綴った作業報告書を作成することとする。
- (8) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ（2 回）及び成果品納入時の計 4 回を標準とすることとする。

なお、本業務の適正な遂行を図るため、その都度打合せ記録簿を作成し相互に確認をすることとする。

(9) システム要件

① 動作対象機種

iPhone 端末、Android 端末の 2 機種とする。

② 対象OS

iOS12 以上及び Android8 以上に標準搭載されているブラウザを使用することとする。

(10) システム保守及び利用料

① システム保守要件

本システムを構築後、システム保守を実施することとする。システム保守内容としてはシステムの改ざん、不具合等、情報セキュリティ上の脅威が発生した際に、直ちに那須烏山市に通知するとともに、遅滞なくその詳細な状況を書面により発注者に報告し、事務処理等に関する今後の方針案を提案のうえ、速やかに対応を行うこととする。

② 運用開始からのシステム保守及び利用料について

令和 6 年度に発生する初期構築費用及びシステム保守費用（システム利用料含む）のほか、令和 7 年度から令和 8 年度末までに発生する費用を一括で支払うことを想定している。

20 成果品

本業務における成果品は以下の通りとする。

(1) デジタルコンテンツデータ	1 式
(2) 操作手順書及び運用手順書	1 部
(3) 操作手順書データ及び運用手順書データ	1 式
(4) 報告書	1 部
(5) 報告書データ	1 式
(6) その他必要な資料	1 部
(7) その他必要なデータ	1 式